

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	大阪港湾局 営業推進室 開発調整課 (06-6615-7740)
処分担当名	同上
処分の名称	臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例第3条ただし書き許可
概 要	大阪港臨港地区の区域内においては、港湾の多様な機能をそれぞれ十分に発揮させるため、臨港地区を機能別に区分して、「分区」を指定するとともに、「大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」に基づき、分区ごとに構築物の用途を規制することにより、目的の異なる建物が無秩序に混在することを防止しております。 分区内では、構築物の用途について、建築基準法第48条（用途地域）及び第49条（特別用途地区）の規定は適用されず同条例に定める禁止構築物は建設してはならないことになっていますが、市長が公益上やむを得ないと認めて建設等を許可したものは禁止構築物から除きます。 市長の許可を受ようとする者は、大阪港臨港地区分区内構築物建設許可申請書を市長へ提出し、許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例（昭和40年4月1日条例第32号）第3条 https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html 大阪港臨港地区の分区における建築物その他の構築物の建設等に関する事務取扱要綱 （平成30年4月1日制定） 大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例第3条ただし書き許可基準 （平成30年4月1日制定）
審査基準	◎ 市長がやむを得ないと認める基準としては、以下となります。 （１） 国又は地方公共団体等が、公用又は公共用に供する場合で、他に代替地の確保ができないもの （２） 公共事業に伴い移転を要する場合で、他に代替地の確保ができないもの （３） 条例の規定の施行の際、現に存する建築物等のうち条例別表の左欄に掲げる分区に応じそれぞれ同表の右欄に掲げるもの以外の建築物等の建設、改築又は用途変更については、次の要件を満たすもの。この号において、基準時とは、条例の規定の施行時をいう。 （ア）建築物等の建設又は改築が基準時における敷地内におけるものであること （イ）建設又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ建築基準法及び地区計画の容積率、建ぺい率の規定に適合すること （ウ）建設後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと （エ）建設後の条例に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと （オ）建築物以外の構築物の建設又は改築にあっては、構築物の規模が基準時を下回るか又は同等程度であること （カ）用途の変更を伴わないこと （４） その他特別の理由があるもの ◎ 上記に該当する場合であっても、当該分区の目的を著しく阻害する等、市長が管理上支障があると認めるときには、建設等が認められない場合があります。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	大阪港湾局 営業推進室 開発調整課
提出時期	随時
提出方法	大阪港臨港地区分区内構築物建設許可申請書、事業計画書、添付書類を開発調整課（規制担当）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	大阪港湾局 営業推進室 開発調整課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000440352.html
備 考	